

令和6年度 「スラブ・ユーラシア地域（旧ソ連・東欧）を中心とした総合的研究」に関
わる「プロジェクト型」の共同研究 研究報告書

令和7年4月29日現在

研究課題名	権威主義体制下の「法」とその「合理性」—旧ソ連諸国におけるグローバルな法規 範の移植をめぐる「闘争」を手掛かりとして —				
申請者 (代表者)	氏名		所属機関・職		
	桑原 尚子		岩手県立大学総合政策学部・准教授		
研究構成員		氏名	所属機関・職	専門分野	役割分担
	1	桑原尚子	岩手県立大・准教授	開発法学	総括
	2	中村真咲	名古屋経済大学・教授	法制史	モンゴル
	3	ウミリデノブ アリ シェル	名古屋大学・教授	国際経済法	ウズベキスタン
	4				
	5				

研究成果の概要

本共同研究は、ソ連解体後のユーラシア諸国における「法の支配」という法原理の移植を事例として、権威主義体制下の法の役割とその合理性を解明し理論化することを目的とする主研究「Transnational Legal Ordering, Globalization and Lawyers in the Shadow of Soviet Empire」の一部を構成するものである。主研究では、マクロな視点とミクロな視点の双方から、権威主義体制下の法の役割とその合理性を解明することを試みる。①マクロな視点においては、分析枠組み（仮説）に基づいて、法制度の歴史的変容という全体的な現象を考察対象とする。他方、②ミクロな視点においては、知の創造を担う法学者等が「法の支配」という法原理をどのように認識し新しい「法学」を創造してきたかを考察対象とする。本共同研究では、②について、ウズベキスタン及びモンゴルの事例研究を実施した。

モンゴルの事例研究では、ポスト社会主義時代に「法の支配」に基づく法原理を移植するに当たって他のユーラシア諸国とは何が異なり、何が共通するのか、異なる点があるとすればそれは何に由来するのかについて法制史・法思想史的な観点から検討をした。具体的には、モンゴル立憲主義の源流とされる1910年代から1920年代の法改革が社会主義の終焉と民主化にどのような関係にあるかを検討した。そのために、モンゴルへの立憲主義の移植を試みたジャムツァラーノの活動を振り返るとともに、1989年から1990年の民主化運動で重要な役割を果たした法律家ナランゲルの活動と思想を考察した。その上で、それらが現在モンゴルの直面する課題にどのような含意を持つのか示唆した。ロシアのバイカル湖周辺に住むモンゴル系部族のブリヤート族出身のジャムツァラーノ

は、モンゴルの当時の首相ナムナンスレンの依頼を受けてモンゴル最初の憲法の教科書である『国法学』（1915 年）を刊行し、世界各国の議会制度・人権・憲法を紹介しモンゴルに適した憲法の構想を議論した。1924 年憲法の起草委員の一人でもあった彼は、ソ連型憲法のモンゴルへの移植について過度な権力集中を理由にこれに反対したが、モンゴル独立を支持する国はソ連しかいないという国際情勢下で彼の意見は聞き入れられなかった。ジャムツァラーノによる立憲主義の構想は、その後モンゴルの歴史から消し去られたが、ソ連でペレストロイカが開始されモンゴルへもその影響が及ぶようになると再評価されモンゴル民主化の理論的根拠となった。民主化後、1920 年代のジャムツァラーノらの活動はモンゴルにおける立憲主義の源流として位置づけられるようになった。さらに、ロシアと中国という大国に挟まれた内陸国たるモンゴルにとって、『国法学』から 1924 年憲法に至る時期の法思想の展開を再発見し、これを同国立憲主義の起源と位置づけることは、民主主義国家としての正統性を確保することに繋がり、それは国家としての生き残りにも直結するようになっていくことが看取される。

ウズベキスタン独立以来、ウズベキスタンの法律家は、どのように自ら法生成ないし法移植をするかという課題に直面してきた。ウズベキスタンの事例研究では、ウズベキスタンの法学者・法律家や法整備支援関係者へのインタビュー調査と二次資料に基づいて、主として、民法の大家であるラフマンクーロフ教授の法思考とこれを受け継ぐ弟子を中心とするネットワークが民法の制定とその後の変遷へ大きな影響を与えてきたこと、2000 年代まではロシア（法）経由の西欧近代法継受や理解が継続していたこと、西側諸国への留学と留学生の帰国・要職への就任等によってロシア法の影響が徐々に低下してきたこと、法整備と法学教育は同時に進行しないこと（1990 年代の法学教育はソ連時代とほぼ同じで、体制移行に応じた法学教育が開始されたのは 2000 年代に入ってからであった）を明らかにした。

主な発表論文等（雑誌論文、学会発表、図書 等）※謝辞の有無について明記願います。

- ・桑原尚子「開発法学において『法の普遍性とコンテクスト』はどのように理解されてきたか？」比較法学（早稲田大学比較法研究所）58 巻 3 号、2025 年、89-97 頁。 ※謝辞の無
- ・Naoko Kuwahara, “Promoting the ‘Rule of Law’ Abroad and ‘Legal Technical Assistance’ the Japanese ODA: A Pragmatic Approach to Human Rights and Democracy?”, ROLES Commentary No.45, 2025, <https://roles.rcast.u-tokyo.ac.jp/publication/20250330-1> ※謝辞の無
- ・Alisher Umirdinov, Umirdinov Alisher, Sherzod Shadikhodjaev and Mavlonjon Mukhitdinov “Vol.45: National Implementation of International Economic Law: Uzbekistan”, in K.N. Schefer and T. Cottier, Elgar Encyclopedia of International Economic Law, 2024, 28 December. <https://www.elgaronline.com/display/book/9781800882324/V.45.xml> ※謝辞の無
- ・中村真咲「モンゴル 1924 年憲法の構造と特質に関する比較法的考察－モンゴルにおける伝統法と近代法の交錯」『法と文化の制度史』第 6 号、2025 年、信山社、39-66 頁。 ※謝辞の無

当該研究活動をもとに採択された研究プロジェクト（応募中の研究プロジェクトを含む）

- ・大幸財団「人文・社会科学学術研究助成」 研究題目「ポスト・ソビエト・ユーラシアの民主化・経済発展における法と法曹の果たす役割に関する試論的考察」（研究代表者 ウミリデノブ アリシエル）応募中

※枠を調整することは構いませんが、ページは追加しないでください。